

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の心や体を深く傷つける。重大な人権侵害行為である。本校では、すべての生徒が「いじめをしない、させない、見逃さない、許さない学校」をめざし、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を生徒に徹底させ、未然防止、早期発見、早期対応に努め、学校の内外を問わず、いじめの解消に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者との連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめの防止に向き合う教師の姿

- (1) 生徒に寄り添い、一緒に活動する教師
- (2) 生徒の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に生徒の身になって考えようとする教師
- (4) 生徒の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことばづかいを心がける教師
- (6) 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

ア 指導体制の充実

- ・ 生徒指導に関する組織的対応の共通理解、共通実践(児童生徒支援加配教員・生徒指導主事との連携を図った「古河二中いじめ問題解消支援月別年間活動計画」を推進する。)
- ・ 危機管理マニュアルの周知徹底
- ・ 問題行動や不登校の解消に向けた研修の計画と運営
- ・ 教育相談の充実(教育相談週間の設定、スクールカウンセラーとの連携)
- ・ 生徒指導情報交換会の実施(週1回実施、具体的な対応の確認と行動連携)
- ・ 市適応指導教室との連携(担任による訪問指導も含めて)

イ 積極的な生徒指導

- ・ いじめ等の問題行動の早期発見、早期対応
(月1回の相談カードの実施、毎学期1回のいじめアンケートの実施、分析、いじめチェックリストの実施と活用)
- ・ 道徳、学級活動、総合的な学習の時間の活用(人権尊重に関する学習の充実)
- ・ 生徒会活動との連携(いじめ防止フォーラム等の開催)
- ・ 「いつでも、どこでも、だれとでも」の合い言葉にした教育相談の実施(教師全員がカウンセラー)
- ・ 魅力ある授業の展開、体罰防止への研修の充実
- ・ 学級経営の充実(生徒対教師、生徒対生徒の温かい人間関係の中での環境づくりに努

める。支持的風土の確立)

ウ 家庭・地域・関係機関との行動連携

- ・ 学校評議員会，学校関係者評価委員会，PTA運営委員会との連携
- ・ 家庭，地域への啓発（家庭訪問，学校だより，学年だより，学校HPからの情報発信等）
- ・ 具体的な解決に向けた行動連携（定期的なパトロールの実施，具体策の検討等）

② いじめの早期発見の措置

ア いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するために生徒や保護者に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ・ 週1回の生徒指導委員会で，月1回実施の「相談カード」及び每学期1回実施の「いじめアンケート」で気になる生徒の情報交換と対応について話し合いを行っている。

イ いじめ相談体制の整備

- ・ 保護者が様々な悩みを相談できる学校を目指し，学校便りはもとより，各学年学級の保護者会やPTA運営委員会，また，新入生保護者説明会等で広報活動を実施している。
- ・ 年度初めに全校集会等で生徒に対して様々な悩みを相談しながら問題解決していくことを伝えている。
- ・ 悩み相談の窓口を開設するだけでなく，積極的に生徒に関わりながらの相談を充実して行くような職員体制をとる。
- ・ 児童生徒支援教員を中心に積極的なスクールカウンセラーの活用を図る。

ウ いじめ防止等のための研修の充実を図る。

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけ実施し，いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

③ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットの様々な危険性について保護者及び生徒に対してそれぞれの場面で啓発する。保護者に対しては，毎年携帯電話の加入が多くなる新入生の保護者に対して携帯電話の研修会を実施する。

また，生徒に対しては，夏休み前の全校集会で携帯電話についての研修会を実施する。さらには，第1学年生徒には技術の授業において情報モラルの授業を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止対策に向けた組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

【構成員】

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，児童生徒支援教員，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー

その他校長の判断により必要と認められる教員及び関係機関を参加させることができる。

【活動】

- ア いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ウ いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応に関すること。
- エ 関係機関及び専門的知識を有する者との連携に関すること。
- オ その他いじめ防止に係わること。

【開催】

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめ発生時の措置

① 一次対応（緊急対応）

ア いじめに係わる相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚した場合は、いじめられている生徒や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。

イ 学級担任が一人で抱え込むことのないよう「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導や保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。

② 二次対応（短期対応）

ア いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられる必要があると認められた場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。場合によってはいじめを行った生徒を別室にて学習させる措置を講じる場合もある。

イ いじめの関係（加害・被害）者間における不要な争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

③ 三次対応（長期対応）

ア いじめた生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちを持たせ、今後の生活に行かせるように指導する。

イ 人権意識を高める道徳・特別活動の実践を通して、いじめ問題を解決できる学級づくりをする。

ウ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署と連携し、適切に対処する。

(4) 重大事態発生時の対処

生徒が自殺を企画したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を古河市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記検査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を十分踏まえる。